

地域型保育事業について

I. 地域型保育事業の概要

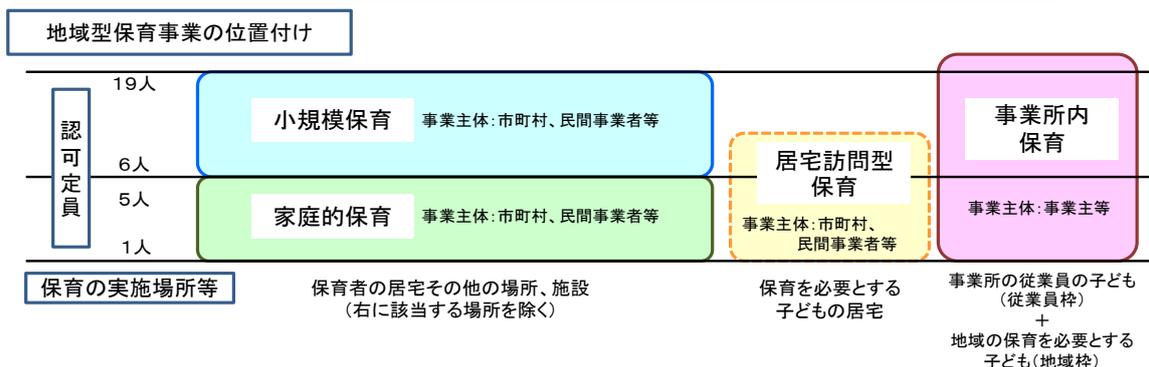
○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供)



II. 地域型保育事業の検討に当たって

1. 地域型保育事業のコンセプト



地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

2. 地域型保育事業の位置付け(性格)について

○ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。

○ そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・ 家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・ 小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を実施	・ 企業が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・ 住み慣れた居宅で1対1を基本とし、きめ細かな保育を実施
規模	・ 少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※補助者がいる場合は子ども5人まで	・ 6~19人まで	・ 様々(数人~数十人程度)	・ 1対1が基本

場所	・ 家庭的保育者の居宅等様々なスペース	・ 多様なスペース	・ 事業所その他様々なスペース	・ 利用する保護者・子ども居宅
----	---------------------	-----------	-----------------	-----------------

3. 小規模保育事業の事業構成について

- 小規模保育事業の事業構成としては、以下のように、いくつかのパターンが考えられる。
 - パターン1: 統一的な認可基準を設け、この1つの類型に収斂していく
 - パターン2: 複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型の2つの類型とする
 - パターン3: 複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、それらの中間的な類型の3つの類型とする
- この場合、各パターンにおけるメリット・デメリットを整理すると以下の通り。

	パターン1	パターン2	パターン3
メリット	・ シンプルな事業構成とすることが可能	・ きめ細かい事業構成をとることが可能 ・ 現行制度からの移行が比較的スムーズ	・ よりきめ細かい事業構成をとることが可能 ・ 現行制度からの移行がスムーズ
デメリット	・ 由来が全く異なる事業を1つの基準にまとめることが可能か ・ 特性である柔軟性が失われ、硬直的な事業とならないか(事業展開がしにくくならないか)	・ 事業構成が複雑化しないか ・ 地方単独事業も含め、多様な事業からの移行が想定されるが、2類型で吸収しきることが可能か	・ 複雑な事業構成とならないか

- 多様な事業からの移行が想定される中で、各案のメリット・デメリットに鑑みると、パターン3を基本に、保育所分園に近い類型(A型)、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)の3類型を念頭に検討を行うこととする。
 - ※小規模保育事業への移行が想定される事業: 保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など

III. 地域型保育事業の認可基準について

(1) 概要

- 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする
 こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。
- 地域型保育事業については、現行の類似事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。
 - ※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。
 - ※国が定める基準は、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置等を含めて見直しを検討。

IV. 認可基準の具体的な各項目について

(1)職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ^{※1※2})	認可外 保育施設
保育従事者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人を保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様(※除く)	3分の1以上が保育士又は看護師
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様
備考	保育所分園も同様	グループ型小規模保育事業も同様		

※1 事業所内保育は、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設は、ガイドラインによる上乗せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

<主な検討事項及び対応方針案>

1. 家庭的保育事業

1-1 家庭的保育者に対して求める研修について

- ◆ 家庭的保育者に対して求める研修について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点から、一定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制(現行は市町村が実施)について、どう考えていくか。

[現行]

	基礎研修	認定研修	
受講者	すべての家庭的保育者	保育士以外の者(基礎研修に加えて受講)	
		看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)	家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者(1年未満)
内容	講義等21時間+実習2日間以上	講義等(40時間)+保育実習(Ⅰ)(48時間)の計88時間	講義等(40時間)+保育実習(Ⅰ)48時間+保育実習(Ⅱ)20日間

【対応方針(案)】

- 家庭的保育者は、現行制度と同様に保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。
- 家庭的保育補助者も、現行制度と同様に必要な研修を修了した者であることを基本とする。(市町村認可事業であり、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う)
- また、家庭的保育者に対して修了を求める研修は、現行の基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本とする。

- その上で、新制度における研修については、現行の研修内容も踏まえた上で、
- ・ 現行の家庭的保育者に対する研修は、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に応じて、より広範囲な実施体制の充実が求められること
 - ・ 研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること
 - ・ 更なる専門性の向上を図っていくほか、業務内容を踏まえた内容が求められること
- 等を勘案し、これまで市町村が果してきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討する。

1-2 家庭的保育補助者の配置について

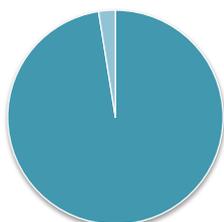
- ◆ 現行は、3人を超えて5人まで保育する場合、家庭的保育補助者が必置となるが、3人の場合でも、食事時間帯の対応など、補助者の配置が望ましい場面があることをどう考えていくか。

【対応方針(案)】

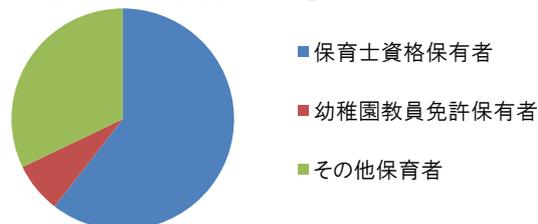
- 家庭的保育補助者については、
- ・ 給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること
 - ・ 異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること
- 等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとする。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育従事者数の定足状況]



[家庭的保育者の資格保有状況]



※入所児童数に対する配置基準(3:1、補助者を置く場合5:2)の適合状況

2. 小規模保育事業

2-1 小規模保育事業の配置基準(特にA型、B型の1・2歳児)について

- ◆ 小規模保育事業A型、B型の1・2歳児の配置基準をどう考えていくか。保育所並み(6:1)を基本としつつ、3:1又は保育士・保育補助者等の付加する構成について検討するか。
- ◆ 小規模保育事業C型の配置基準は、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様の配置基準(0~2歳児 3:1 補助者を置く場合は5:2)とする方向で良いか。

【対応方針(案)】

- A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準(6:1)とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることとする。

※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保される。

※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討。

- C型は、現行のグループ型小規模保育事業と同様の配置基準(0~2歳児3:1 補助者を置く場合5:2)を求めることとする。

2-2 B型の保育士割合について

- ◆ 小規模保育事業B型の保育士割合について、保育集団としては小ロットになることを念頭に、A型とC型の間タイプであることから、基本的に2分の1以上を保育士とすることを求めるか。
- ◆ 更に、保育士比率が上昇した場合について、公定価格上の段階的な対応を検討していく必要があるか。

【対応方針(案)】

- C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1/2以上とすることを求める。
※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1/2以上が保育士であることを求める。
- その上で、保育士比率が上昇した場合(例:3/4となった場合)、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。
- 離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例(1人まで保育士としてカウント可)に含める。

2-3 B型の保育従事者(保育士以外※)、C型の保育従事者について

- ◆ C型からの移行も念頭に、家庭的保育と類似の研修を求めることとするか。その場合、小規模保育事業の性質を踏まえた研修内容・要件・実施体制をどうするか。
- ◆ 特に安定した保育従事者の確保の観点から実施体制の充実が必要か。
- ◆ C型は現行のグループ型小規模保育からの移行も踏まえ、同様に研修を求める方向で良いか。

【対応方針(案)】

- B型の保育従事者、C型の保育者(補助者を含む)に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとする。
※制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応する。
- 新制度での研修は、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、
 - ・ 小規模保育は、家庭的保育と比較してより集団的な保育となること、
 - ・ 研修対象となる保育従事者の数は、現在よりも多くなることが想定されること
 - ・ 現行の家庭的保育者に対する研修は市町村単位で行われているが、事業規模等に応じてより広範囲な研修実施体制の充実が求められること、
 等を勧告し、見直していくこととする。

3. 事業所内保育事業

事業所内保育事業の保育従事者及び職員数について

- ◆ 事業所内保育事業の保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象は、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の小規模な施設については、小規模保育事業(A型・B型)を踏まえ、こういった取扱いとするか。

【対応方針(案)】

- 新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均入所児童数は19.0人(実態調査)となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体で見ると、1施設の平均入所児童数は14.8名となっている(平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめ)ことから、一般的な事業規模は小規模保育事業と同程度になることが想定される。
- これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0~2歳児を対象として少人数の保育を行う事業で

あり、既存事業からの移行を見込む小規模保育事業A型・B型との整合性を図ることを基本とする。

※特に、認可保育所へ移行を希望する事業所内保育施設の4割近くの施設が、移行困難な理由を「最低定員(原則60人以上、条件付きで20人以上)を満たせない」としており、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないかと。(平成 21 年地域児童福祉事業等調査より)

※5人以下のものについても、同じ基準で対応する。

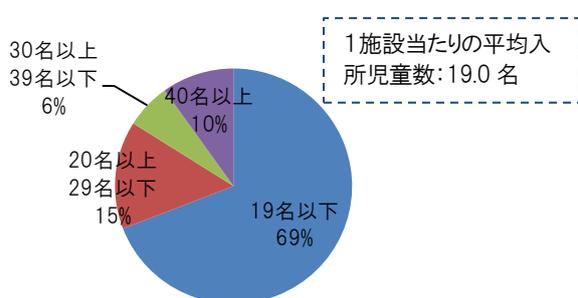
➤また、利用定員が20名以上の場合については、

- ・ 認可保育所と同様の事業規模になること
- ・ 現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていること

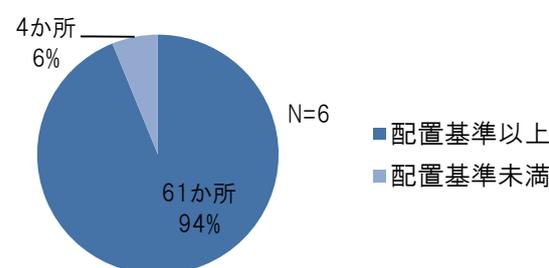
を勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

【参考・事務所内保育事業の保育従事者配置状況等】

[事業所内保育施設の入所児童数の状況]

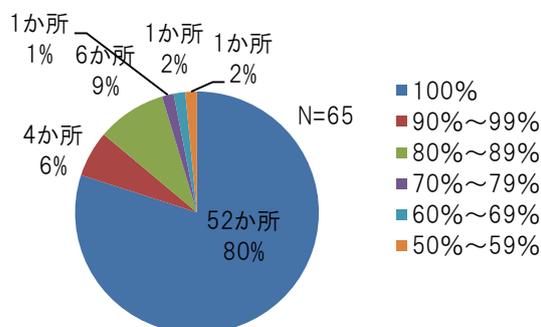


[保育従事者の定足状況]

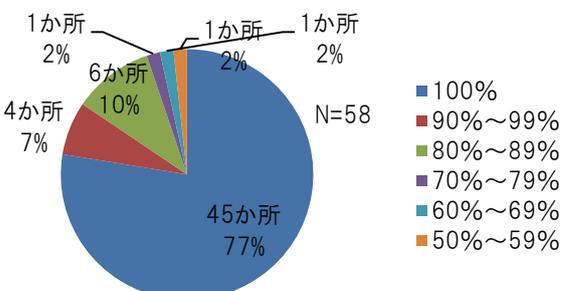


→うち、保育従事者数が、小規模保育事業(A型・B型)の配置基準(保育所配置基準+1名)を超えている施設 58か所/61か所(95.1%)

[保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



[上記の保育従事者数が配置基準+1名を超えている施設における保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



4. 居宅訪問型保育事業

4-1 保育従事者について

- ◆ 現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件[※]に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。(職員数については、1:1が基本)
- ◆ 家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とするべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会等が実施している認定研修はあり

【対応方針(案)】

- 居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了をを求めることを基本とする。
- また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了をを求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け(6-③参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。
- なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。

＜対応方針(案)概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様)	0～2歳児 1:1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修 ^{※1} を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 ^{※2}	保育士 ^{※2} / 2以上 (保育士以外は必要な研修 ^{※1} を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様)	必要な研修 ^{※1} を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者

※1：研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討

※2：0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

(2)設備・面積基準

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、1人1.98㎡以上	
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可		
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める

保育室 1人 1.98 m ² ※平成 26 年度末まで大都市 特例あり		※両室の区画を求める	
屋外遊戯場 1人 3.3 m ² (2歳児)	適当な広さ		

<主な検討事項及び対応方針>

1. 家庭的保育事業

家庭的保育事業の設備、面積基準について

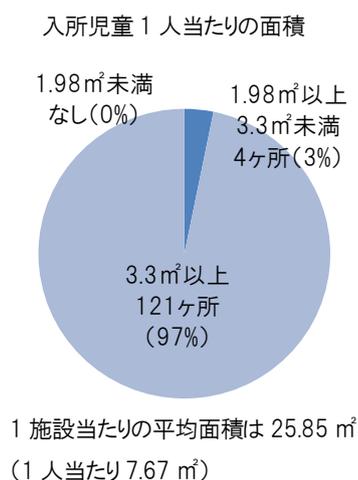
- ◆ 設備・面積基準については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

【対応方針(案)】

- 家庭的保育事業の保育室(保育を行う居室)に関しては、現行制度と同様、1人当たり3.3m²以上とすることを基本とする。
- また、屋外遊戯場に関しては、「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3m²以上とすることを基本とする。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育室等の状況] [屋外遊戯場の状況]



屋外遊戯場又は公園等の代替地	107(78.7%)
うち公園等の代替地のみ	70(51.5%)
うち屋外遊戯場を設置	37(27.2%)
いずれもなし	29(21.3%)
合計	136(100%)

⇒約 8 割の事業が屋外遊戯場又は公園等の代替地を設置しており、これらを設置していない 29 ヶ所のうち、2 歳児を受け入れている事業は 17 ヶ所

	施設数(構成割合)
3.3 m ² 未満	0(0.0%)
3.3 m ² 以上	30(100.0%)
合計	30(100.0%)
不詳	7

⇒屋外遊戯場を設置している施設(37 ヶ所)は不詳(7 ヶ所)を除き、すべて1人当たり3.3 m²以上確保

2. 小規模保育事業

2-1 小規模保育事業の居室に係る面積基準について

- ◆ A型、B型の0・1歳児の乳児室/ほふく室の面積について、年度途中での頻繁な入れ替わりを想定した上で、どの程度の面積を求めることとするか
- ◆ 2歳児の保育室の面積について、保育所の基準(1人 1.98 m²以上)を踏まえ、どの程度の面積を求めることとするか。
- ◆ C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様(1人 3.3 m²以上)とすることで良いか。
- ◆ 面積基準については、現行の保育所における大都市特例の取扱いをどうするか。

【対応方針(案)】

- A・B型の0・1歳児は、年度途中の入れ替わり等を考慮し、C型と同様に1人当たり3.3m²以上とする。(その上で、現行の大都市特例は、市町村の条例で設定することとする。)
- A・B型の2歳児は、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、国

としてお示しする基準では、保育所と同様に、1人当たり1.98㎡以上とする。
 >C型については、0～2歳児について、1人当たり3.3㎡以上とする。

2-2 小規模保育事業の屋外遊戯場に係る面積基準について

- ◆ A型、B型は、保育所と同様とした上で、C型についても、A型・B型と同様、屋外遊戯場(庭・付近の代替地で可)を設けることを求め、面積基準も1人当たり3.3㎡以上とするか。

【対応方針(案)】

>A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、面積基準については2歳児1人当たり3.3㎡以上とする。

3. 事業所内保育事業

事業所内保育事業の設備、面積基準について

- ◆ 地域型保育事業において主に受入対象となる0・1歳児に係る面積基準について、①現行の雇用保険事業による事業所内保育施設(1人1.65㎡)、②認可保育所(乳児室:1人1.65㎡、ほふく室:1人3.3㎡)、③小規模保育事業(1人3.3㎡)を踏まえ、どの程度の面積基準を求めることとするか。また、定員19名以下の比較的小規模な事業の取扱いをどうするか。
- ◆ 屋外遊戯場の取扱いについて、どう考えるか。

【対応方針(案)】

>新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、(1)職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図ることを基本とする。

>また、利用定員が20名以上の場合は、認可保育所と整合性を図ることを基本とする。

4. 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業の設備、面積基準について

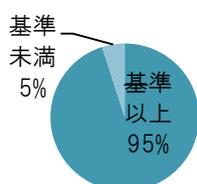
- ◆ 保護者・子どもの居宅で保育を行うという特性上、設備・面積基準を設けないこととするか。

【対応方針(案)】

>居宅訪問型保育事業は、その特性を踏まえ設備・面積基準を設けないことを基本とする。

[参考・事業所内保育事業の保育室・屋外遊戯場状況等]

[事業所内保育施設の保育室の面積基準の状況]



[1人当たりの面積の状況]



[事業所内保育施設の屋外遊戯場の状況]

屋外遊技場又は公園等の代替地	75(92.6%)
うち、講演等の代替地のみ	30(37.0%)
いずれもなし	6(7.4%)
合計	81(100%)

[1人当たりの面積の状況]

3.3㎡未満	3(7.1%)
3.3㎡未満以上	39(92.9%)
不詳	3

＜対応方針(案)概要＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人 3.3㎡ (部屋自体は 9.9㎡が必要)	乳児室/ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	乳児室/ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	乳児室/ほふく室/保育室 1人 3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	—
	1人 3.3㎡ (2歳児)	1人 3.3㎡ (2歳児)	1人 3.3㎡ (2歳児)	1人 3.3㎡ (2歳児)	1人 3.3㎡ (2歳児)	—

(3)給食(自園調理)

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
給食	自園調理 * 3歳以上児は外部搬入可能 * 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 * 全部委託、外部搬入の場合は不要	不要		

＜主な検討事項と対応方針案＞

1. 家庭的保育事業

1-1 家庭的保育事業における食事の提供について

- ◆ 家庭的保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- ◆ 家庭的保育者の居宅や共同住宅などでの事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

1-2 調理担当の職員について

- ◆ 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。例えば、家庭的保育補助者等が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。

【対応方針(案)】

〔給食の取扱いについて〕

- 自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

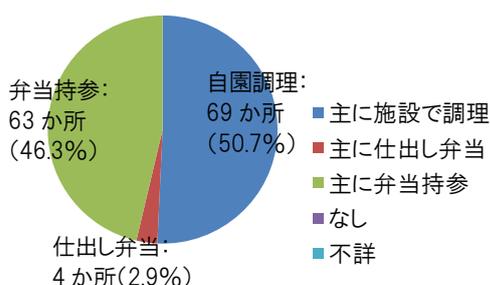
- 調理設備を基本とする。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定める。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

〔職員の取扱いについて〕

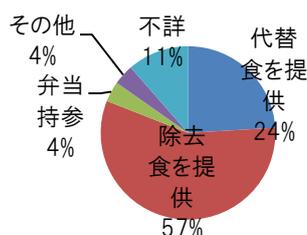
- 調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や補助者による調理業務は不要)
- その際、家庭的保育補助者の配置への配慮については、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する。

【参考・家庭的保育事業の給食提供状況等】

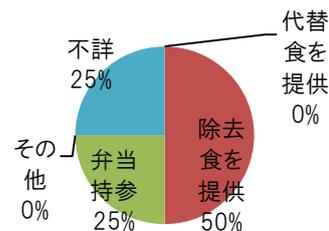
〔家庭的保育事業の給食提供の状況〕



〔アレルギーの子どもへの給食の提供状況 (自園調理)〕



〔アレルギーの子どもへの給食の提供状況 (仕出し弁当)〕



2. 小規模保育事業

2-1 小規模保育事業A型、B型における食事の提供について

- ◆ A型・B型について自園調理を原則とするか。自園調理及び調理設備の設置を求めつつ、現行通り、連携施設(本園)からの搬入を可能とするか。
- ◆ 多様な場所での事業展開を想定していることから、調理設備とすることで良いか(特にB型)。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。
- ◆ 自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

2-2 小規模保育事業C型における食事の提供について

- ◆ 給食提供のあり方について、現行通り(グループ型小規模保育事業＝家庭的保育事業)とするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ C型についても、共同住宅など多様な場所での事業展開を想定しているため、調理設備とすることで良いか。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。
- ◆ 自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

【対応方針(案)】

〔給食の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
 - ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- 新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理設備を基本とする。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設(1回20食以上など)に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることとする。

〔職員の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

3. 事業所内保育事業

3-1 事業所内保育事業における食事の提供について

- ◆ 事業所内保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- ◆ 事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

3-2 調理担当の職員について

- ◆ 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。

【対応方針(案)】

〔給食の取扱いについて〕

- 自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、現行の事業所内保育施設においては、約4割が仕出し弁当(外部搬入)により対応していることを踏まえ、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

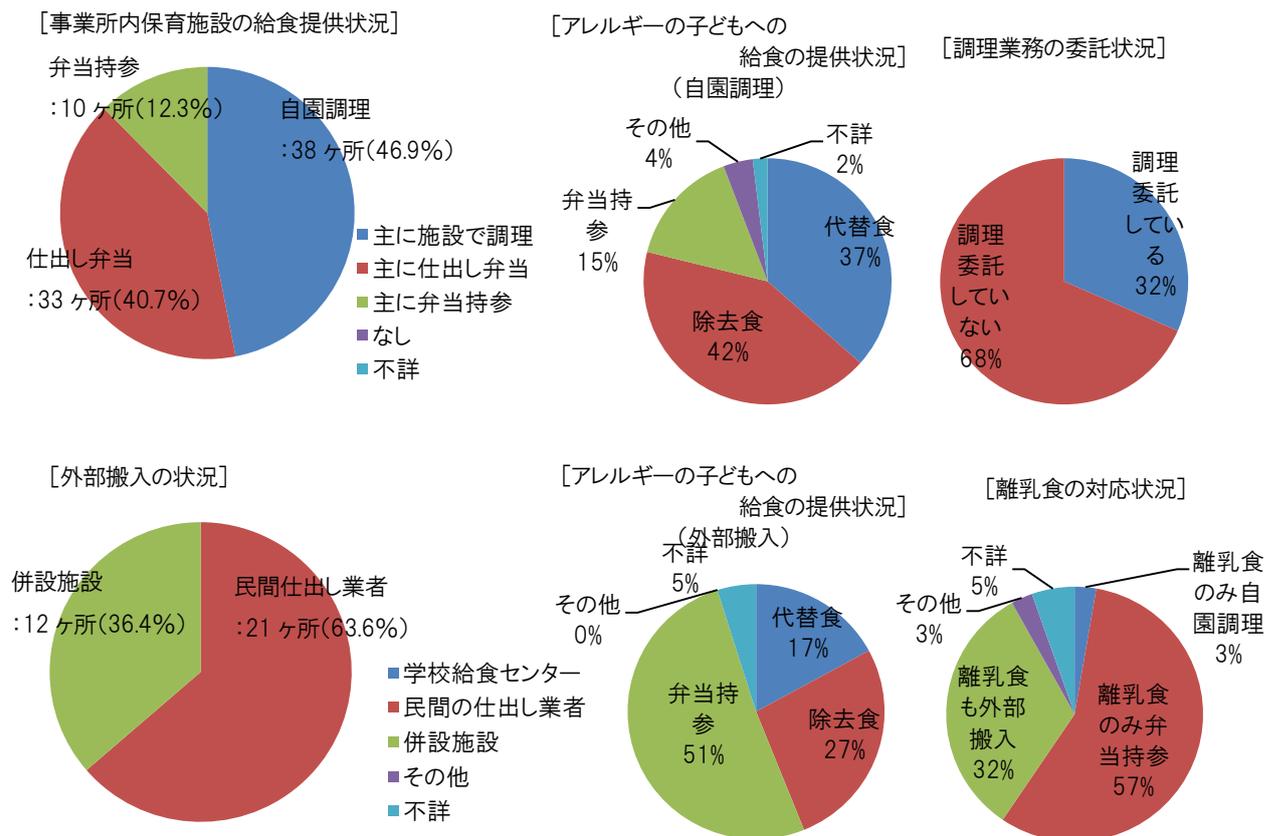
〔設備の取扱いについて〕

- 事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本とする。また、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂を活用することも可能とする。
※20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

〔職員の取扱いについて〕

- 調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

【参考・事業所内保育施設の給食提供状況等】



4. 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業における食事の提供について

- ◆ 居宅訪問型保育事業の食事の提供のあり方について、どう考えるか。
- ◆ ベビーシッターは、訪問先の居宅キッチンにおいて調理しないことが一般的(保護者が用意した食事を食べさせることは可)と考えられるが、こうした事業の特性も踏まえつつ、居宅訪問型保育者による調理及び食事の提供について、どう考えるか。

【対応方針(案)】

➤訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。

<対応方針(案)概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理※1連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	—

設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
職員	調理員 〔保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可〕 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

(4)耐火基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制

<主な検討事項と対応方針案>

1. 家庭的保育事業

家庭的保育事業における耐火基準について

- ◆ 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

【対応方針(案)】

➢主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討。

2. 小規模保育事業

小規模保育事業における耐火基準について

- ◆ 多様なスペースの活用を念頭に、例えば、保育室等を2階以上に設置する場合については、耐火建築物・準耐火建築物であることを求め、それ以外は建築基準法、消防法の一般規制等を踏まえることを基本として検討することで良いか。

※詳細については、各事業の実態を踏まえながら検討が必要。
※全体的に建築基準法・消防法の適用については、要検討

【対応方針(案)】

- 建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。
- これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求めるほか、A型、B型、C型を問わず、
- ①現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具
 - ②基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具

③保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。

➤また、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

3. 事業所内保育事業

事業所内保育事業における耐火基準について

- ◆ 事業所内保育事業に係る避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、どう考えていくか。
- ◆ 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※事業所内保育施設に対する国の助成要件が準拠している国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

【対応方針(案)】

➤現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討。

4. 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業における耐火基準について

- ◆ 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、特段、規制を設けないこととしてはどうか。

【対応方針(案)】

➤居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。)

<対応方針(案)概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
耐火基準等	基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	小規模保育事業を踏まえ、検討	—

(5)連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—

<主な検討事項と対応方針案>

1. 家庭的保育事業

家庭的保育事業における連携施設について

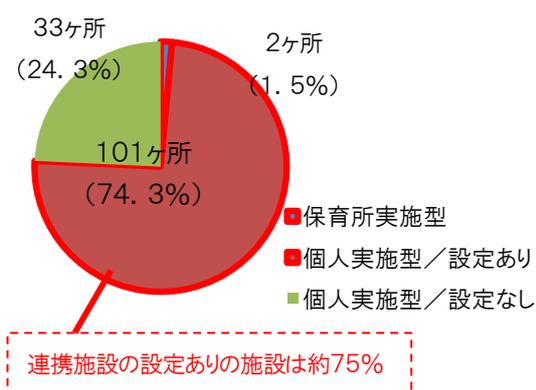
- ◆ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。
- ◆ 小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

【対応方針(案)】

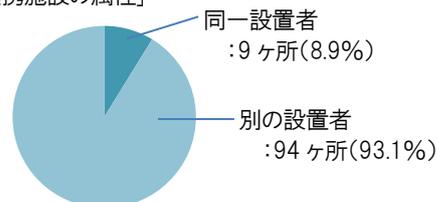
- 現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏まえ、連携施設の設定を求めることを基本とする。
- 連携施設にあっては、小規模保育事業と同様(後述)に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととする。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。

【参考・家庭的保育事業の連携保育所の設定状況等】

[家庭的保育事業の連携保育所の設定状況]

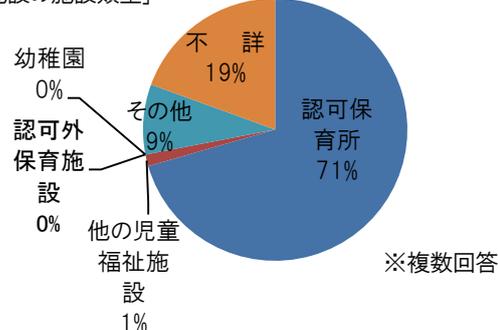


[連携施設の属性]



※保育所実施型を除く

[連携施設の施設類型]



2. 小規模保育事業

小規模保育事業における連携施設について

- ◆ 嘱託医の支援を含め、認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として設けることとしてはどうか。
- ◆ 卒園後の受入先として連携施設を位置付けてはどうか。その際、透明性を確保した上で、
 - ・ 小規模保育事業を利用している子どもが3歳以降に安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、受け皿の安定的な確保
 - ・ 小規模保育事業の定着
 といった視点が必要ではないか。
- ◆ その際、公立施設による連携を含め、市町村による積極的な調整を求めることとしてはどうか。

【対応方針(案)】

＜連携施設の設定について＞

- 小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない(特例措置)。
- その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成 31 年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする(経過措置)。
- 経過措置の適用に当たっては、市町村においては、
 - ①保育内容の支援に関連して、例えば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置
 - ②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置
 を講ずることとする。

＜市町村による調整について＞

- 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。
- (調整例)
 - ・ 私立施設のあっせん、働きかけ(強制力は伴わない)
 - ・ 公立施設による連携 ※公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の活用を含む

＜連携のあり方について＞

- 小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。
- また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ① 保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ② 卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求める。

＜連携施設に係る情報公表について＞

- 協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どこどこが

連携関係にあるのか明示する(情報公表の対象事項)。 ※卒園後の受け皿については、後述の通り。

- その他の場合においても、連携施設であることを明確にした上で、明示することを可能とする。

<連携施設との連携方法、内容、程度について>

- ①保育内容に関する支援について ※一覧は下記

〔集団保育の確保等について〕

- 小規模保育事業については、規模面への配慮、集団保育の実施等に対する支援が必要となることが考えられる。
- 特に3歳児に近い2歳児については、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくる。そのため、合同保育、行事参加、園庭開放など、保育内容に関する支援を受けることが考えられる。
- このほか、発達障害など、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、小規模保育事業における保育士による対応も可能であるが、連携施設においては、そのノウハウ等を活用し、連携先に対する助言・相談が可能である。

〔給食提供について〕

- 給食については、自園調理は原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、連携施設等(主に保育所を想定)からの搬入を認めることとしている。
- 給食の搬入を行わない場合であっても、栄養士による献立作成(必要な栄養価の計算等を含む)、アレルギー児などの個別対応に係る支援を受けることが望ましい。

〔嘱託医について〕

- 嘱託医については、小規模保育事業が自ら確保し、委嘱する場合は、特段、連携施設における対応は不要と考えられる。
- 一方、連携施設の嘱託医に対して、小規模保育事業が連携施設を介して委嘱する場合、合同の健康診断を行うことなどが考えられる。

<保育内容の支援について>

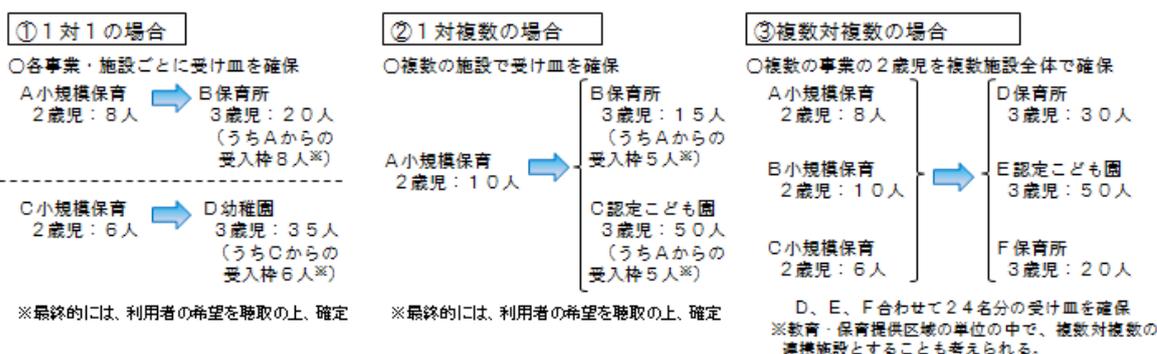
	連携内容(例)
給食に関する支援	<p><u>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) <p>※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要</p> <p><u>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。 ・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p><u>I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。 <p><u>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。</p> <p>※小規模保育事業における屋外遊戯場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援</p>
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <p>※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集</p>

	<p>団保育にもつながる。</p> <p>※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。</p>
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※そのほか、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。</p>
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではないかと。</p>

②卒園後の受け皿について ※一覧は次ページ

- 小規模保育事業は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。
- 特に0～2歳の時点で就労し、保育を利用している保護者が、3歳の時点で何らかの施設を利用する必要性は高いことが想定され、また、一般的な子どもの居場所の割合にかんがみると、3歳以降は認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者が多くを占めている。
- そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。
- その際、連携施設における受け皿確保に当たっては、保護者の安心感、卒園後の利用希望に基づく選択可能性を踏まえ、例えば、連携施設において移行実績等を踏まえた受入定員枠を目安として設けた上で、より実効性を持たせるよう、小規模保育事業の利用者の個々の移行希望を把握してから最終的な受入枠を設けるなど、地域の実情に応じたルールを定めることが考えられる。
- 受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。
- また、受入枠を設けている連携施設以外の施設(2号認定の利用定員枠を設けている施設)への入所を希望する場合、利用調整を行う市町村において、調整に当たっての優先度を上げるなど、3歳以降のスムーズな利用に結び付けるための措置を講ずることも考えられる。

【卒園後の受け皿に関する連携施設のイメージ】



<卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<p>> “連携施設”である旨を明示。</p> <p>> 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。</p> <p>※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。</p>

保育所	<p>➢ “連携施設”である旨を明示。</p> <p>➢ 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。</p> <p>※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。</p> <p>※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。</p>
認定こども園	<p>➢ “連携施設”である旨を明示。</p> <p>➢ 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。</p> <p>※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先</p>

3. 事業所内保育事業

事業所内保育事業における連携施設について

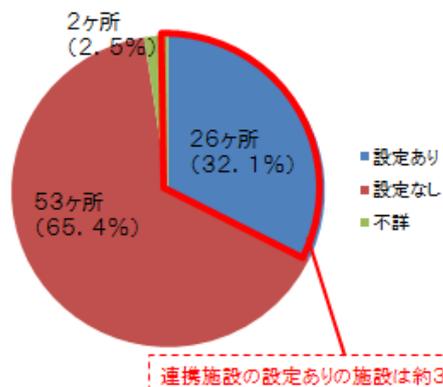
- ◆ 小規模保育事業と同様に、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。
- ◆ 頻繁に入れ替わることが想定される従業員及びその子どもについて、そのたびに、従業員の居住地市町村において連携施設を確保することが可能か。

【対応方針(案)】

- 保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本とする。
- 地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。また、従業員の子どもについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求めないこととする。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けることとする。

【参考・事務所内保育施設の連携保育所の設定状況等】

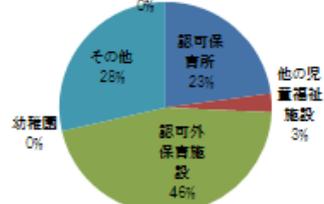
【事業所内保育施設の連携保育所の設定状況】



【連携施設の属性】



【連携施設の施設類型】



4. 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業における連携施設について

- ◆ 小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)と併せて検討することが必要ではないか。

【対応方針(案)】

➤相手方の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場所が一致しないため、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一律に求めることは困難と考えられるため、一律には求めないこととする。

➤その上で、例えば、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

例) 児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関

➤その際、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとし、また、連携施設の設定が困難であるなどの場合、小規模保育事業と同様に、事業者からの求めに応じて、市町村が連携先との調整を行うこととする。

＜対応方針(案)概要＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
連携施設	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定は一律には求めない※3
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置)

※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

(6)各事業において固有の論点

1. 事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。

※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に

支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

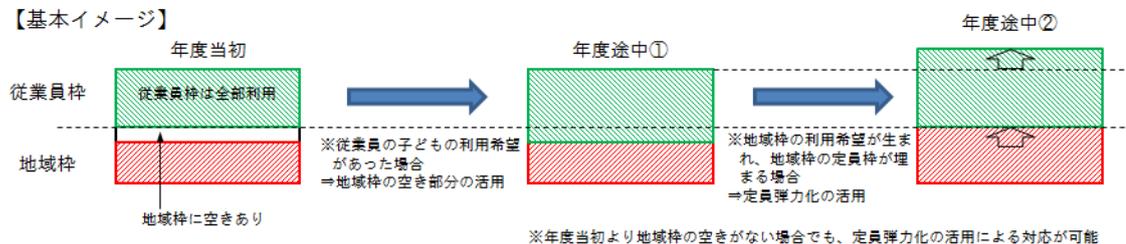
【検討の視点】

- 地域住民の子どもの受入枠(地域枠)を利用定員比でどの程度設定することが適当か、検討するに当たっては、
 - ・ 現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な移行
 - ・ 市町村による認可事業であり、市町村による利用調整の対象になるのは地域枠部分であること
 - ・ 事業所内保育事業が事業所による人材確保、福利厚生 の位置付けを有していること(従業員枠については、利用調整の対象外で、応諾義務も課されない)
 - ・ 通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困難な傾向にあること
 といった要素についても、勘案する。
- 例2、3のように、一定比率の地域枠を設けることとすると、事業所内保育事業全体の定員を増やす場合に、自動的に地域枠の定員数を増やす必要がある点が設置・運営主体にとって負担となり得ることを考慮し、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定することも考えられるのではないかな。
- また、全国的な基準を設けることとしながら、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとすることが考えられるのではないかな。

【対応方針(案)】

- 事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである、例4としてはどうか。
- また、年度の途中に従業員の子どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。

【基本イメージ】



例1: 地域枠を1名以上とする。

[考え方]

- 地域枠を最低限のものとする事で、多くの事業所内保育施設が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

- 地域の受け皿としての機能、地域枠が下限の1名と設定された場合の地域住民の利用のしやすさ等を勘案すると、利用調整、需給調整、応諾義務の対象外となる従業員枠が大半を占める事業について、他の施設や事業と同様に給付の対象とすることをどう考えるか。

例2: 地域枠を利用定員の1/3以上とする。

[考え方]

- 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設の多くが新制度に移行することが可能ではないか。
- 認可基準については、3名単位としていることが多く(0歳児3:1 1・2歳児6:1)、利用定員・地域枠の設定が比較的しやすいのではないかな。

[留意点]

- 地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行について、どう考えるか。
- 利用定員が5名以下の小規模事業について、どう考えるか。(地域枠について、最低2名以上等を求めるか)

例3:地域枠を利用定員の1/2以上とする。

[考え方]

- 地域における保育の受け皿として最も機能することが期待されるのではないか。
- 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設のうち6割程度が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

- 地域枠の最低ラインが5割となることで、事業所内保育としての本来の位置付けとの関係、地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行との関係について、どう考えるか。

例4

- 定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4~1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとした上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。(例えば、下記定員区分6~10名の地域枠について1名又は2名にするなど)
- その際、1名~30名までの区分については、
 - ・ 地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか(P13参照)
 - ・ 平成 21 年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること(P61参照)
 から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。
- また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分(20名)に固定する。(自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能)

<定員設定例>

定員区分		地域枠の定員	目安
1名~10名	1名~5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名~10名	3名	
11名~20名	11名~15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名~20名	5名	
21名~30名	21名~25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名~30名	7名	
31名~40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名~50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名~60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名~70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名~		20名	

例5

- 本則上は、例2の1/3以上とした上で、新制度の施行後5年間の経過措置として、地域枠を1/4以上(又は1/5以上)とする方法について、どう考えるか。

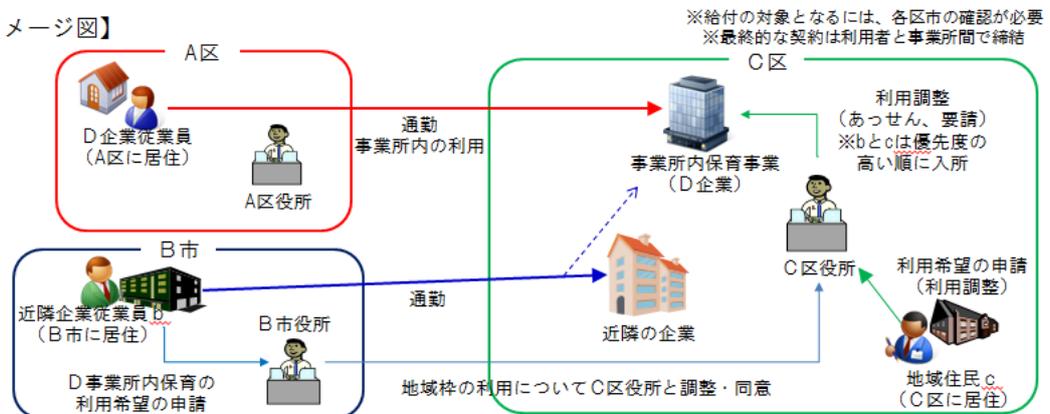
例6

- 原則は例2の1/3以上のような形態にしつつ、地域の保育ニーズに照らして市町村が認める場合、地域枠の割合を1/4以上にするなど、緩和することを可能にする方法について、どう考えるか。

【追加論点:同地域にある他社の従業員の地域枠による利用について】

- 地域枠については、基本は認可を行う市区町村に居住する子どもが利用することが想定されている。
- その上で、事業所内保育事業の所在地市町村と居住地市町村が別であるケースを中心に、所在地市町村にある他社従業員の子どもの地域枠における受け入れ[※]について、検討が必要。
※複数企業による共同運営を行っている場合、当該企業の子どもについては、従業員枠で利用
- こうしたケースは、主として大都市部のように、事業所在地市区町村に住み、保育需要自体が多くない、又は、当該市区町村自体には保育需要があっても、事業所内保育事業が所在している地域(エリア)には住民があまりおらず、保育需要が多くない場合があることも想定される。
- 一方で、同地域においては、当該事業所内保育を設置・運営している企業のみならず、周辺の他企業についても利用希望がある場合、こうした保育需要に対応することも重要であり、ひいては、事業所内保育事業の安定的な運営にも繋がる。
- 地域枠を設ける場合、所在地市町村の住民ニーズに充当されることが基本であるが、近隣の他社従業員の子ども(居住地は他市町村)が事業所内保育事業の利用を希望する場合、当該居住地市町村と所在地市町村が連絡・調整(利用調整)した上で、所在地市町村の同意が得られることを前提に、地域枠として利用することを可能とする。

【イメージ図】



1. 事業所内保育施設の地域住民枠に係る基礎データ

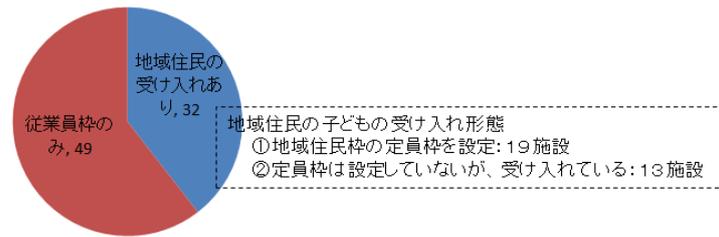
地域型保育事業実態調査

(雇用保険事業の助成金対象施設のうち、地域の子どもを受け入れている施設を中心に抽出して調査を実施)

①全体の利用状況と地域住民の子どもの受け入れ状況について

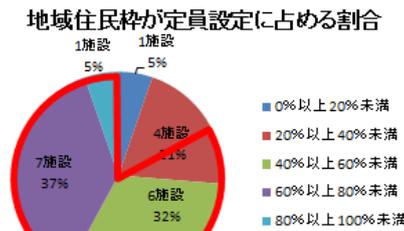
- 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)について、1施設当たりの平均利用定員は27.2人、入所児童数は19.0人となっている。
- 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)のうち、地域の子どもを受け入れている施設は32施設(39.5%)となっている。そのうち、あらかじめ地域住民の定員枠を設けている施設が19ヶ所、定員枠を設けていないが、地域住民の子どもを受け入れている施設が13ヶ所となっている。
- 調査結果に基づくと、地域の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)の平均値は以下の通り。
 - ・定員ベース(19ヶ所)では、1施設当たり平均22人、うち地域住民枠11人(53.9%)
 - ・入所児童数(実員)ベースでは、1施設当たり平均14人、うち地域住民の子ども8人(52%)
 - ※定員枠有りの施設(19ヶ所)では、1施設当たり平均14人、地域住民の子ども7人(51.8%)

- ※定員枠なしの施設(13ヶ所)では、1施設当たり平均15人、地域住民の子ども9人(52.3%)
 ※全体では、総入所児童数457人、うち地域住民の子ども259人(56.7%)

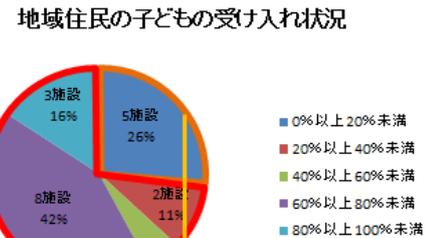


②各施設における地域住民の子どもの受け入れ状況について

- 地域住民の子どもの定員(地域枠)を設定している施設(19ヶ所)における地域枠定員の設定状況については、以下の通り。地域住民の利用定員が定員全体の1/2以上となっている施設が多くなっている。



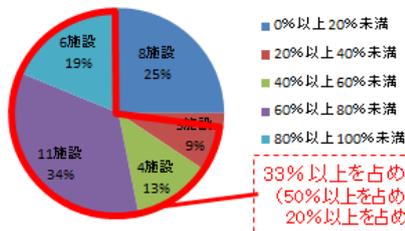
33%以上を占める施設: 16施設・84%
 (50%以上を占める施設: 11施設・58%)
 20%以上を占める施設: 18施設・95%



33%以上を占める施設: 14施設・74%
 (50%以上を占める施設: 11施設・58%)
 20%以上を占める施設: 14施設・74%

- 利用定員の設定の有無にかかわらず、地域住民の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)における地域住民の子どもの受け入れ状況については、以下の通り。

地域住民の子どもの受け入れ状況(全体)



33%以上を占める施設: 23施設・72%
 (50%以上を占める施設: 19施設・60%)
 20%以上を占める施設: 24施設・75%

20%未満の施設(5施設)の内訳

※定員(地域枠)→入所児童数(地域枠)
 28人(3人)→2人(0人) 20人(10人)→12人(1人)
 17人(5人)→10人(1人) 40人(20人)→16人(0人)
 22人(7人)→7人(1人)

→定員を大幅に割り込んでいる

③入所率別施設数について

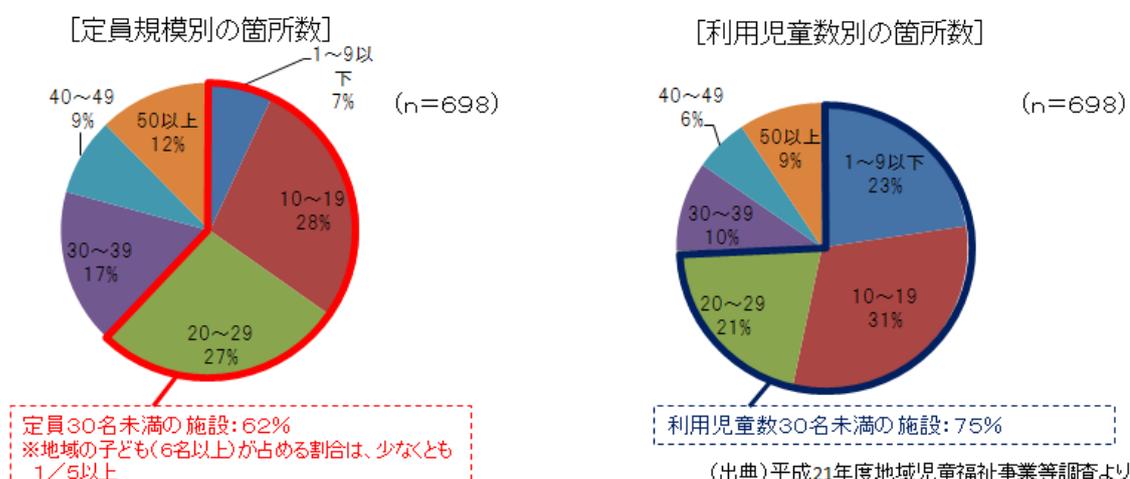
- 全体の入所率(入所児童数/定員数)については、約70%となっており、その上で、各形態における入所率は以下の通り。
 ○ 入所率が80%未満の施設が全体の約7割を占めており、うち、2/3未満の施設は48%、1/2未満の施設は23.5%となっており、定員に余裕がある施設が比較的多い傾向。

入所率 (入所者数/定員数)	全体		地域住民枠のある施設		地域住民枠のない施設	
	施設数	(%)	施設数	(%)	施設数	(%)
0% ~ 20% 未満	3か所	(3.7%)	2か所	(6.25%)	1か所	(3.13%)
20% ~ 40% 未満	11か所	(13.6%)	5か所	(15.63%)	6か所	(18.75%)
40% ~ 60% 未満	17か所	(21.0%)	8か所	(25.0%)	9か所	(28.13%)
60% ~ 80% 未満	25か所	(30.9%)	7か所	(21.88%)	18か所	(56.25%)
80% ~ 100% 未満	15か所	(18.5%)	6か所	(18.75%)	9か所	(28.13%)
100%~	10か所	(12.3%)	4か所	(12.5%)	6か所	(18.75%)
合計	81か所	(100.0%)	32か所	(100.0%)	49か所	(153.13%)

~ 50% (1/2) 未満	19か所	(23.5%)	9か所	(11.1%)	10か所	(12.3%)
~ 67% (2/3) 未満	39か所	(48.1%)	17か所	(21.0%)	22か所	(27.2%)

2. 平成 21 年度地域児童福祉事業等調査

- 平成21年度地域児童福祉事業等調査においては、都道府県等に対して届出のあった認可外保育施設(事業所内保育施設を含む。)を調査対象としている。
 ※都道府県等に対して届出義務が課される事業所内保育施設は、地域の子どもの6人以上受け入れている施設又は条例により届出義務を課している施設。
 ※したがって、例えば、地域の子どもの受入数が5人以下の施設については、対象外となっている。
 ※調査年度(平成21年度)における事業所内保育施設全体の数は3988ヶ所。(当該調査による回収率は84.7%)
- 同調査においては、「地域の子ども」の受入状況そのものは調査対象とはしていないが、定員規模の分布状況を踏まえると、1/5～相当部分を地域の子どもの枠で占めている施設が一定程度存在することが推定される。
 ※なお、認可外保育施設の現況調査によると、事業所内保育施設1610ヶ所のうち、地域の子どもの6人以上受け入れている施設は338ヶ所となっている。(平成23年度。院内保育施設を除く。)



3. 次世代育成支援のための実態調査結果報告書(平成 22 年 3 月)

① 児童年齢構成

① 児童年齢構成

- 児童年齢別の平均入所者数については、以下の通り。

	0～2歳児	3～5歳児
事業所内保育施設	9.8人	6.8人
院内保育施設	13.6人	6.1人

② 地域の子どもの受け入れる施設の割合

	事業所内保育施設 n=576	院内保育施設 n=391
割合	14.1%	7.9%

定員規模別の内訳

定員規模	全体数	受け入れている施設	割合
1～6人	48	16	33.3%
7～24人	372	39	10.5%
25～48人	195	24	12.3%
49～60人	24	1	4.2%
61～90人	15	3	20.0%
91～120人	6	2	33.3%

③ 地域の子どもの受け入れ状況

- 地域の子どもの受け入れている施設では、平均して12.3人の地域枠の子どもの受け入れており、院内保育施設を除いた事業所内保育施設では、14.6人の地域枠の子どもの受け入れている。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	施設数	全体定員
全体	1.5	2.4	2.9	3.0	3.2	12.3		31.7
事業所内保育施設	1.6	2.6	3.5	4.0	4.4	14.6		22.7
院内保育施設	1.3	2.1	1.7	1.2	0.8	6.3		23.7
定員数	1～6人	0.5	1.0	1.3	1.0	5.2	16	
	7～24人	2.5	2.1	2.7	2.0	10.1	39	
	25～48人	0.4	2.6	2.1	2.1	11.4	24	
	48人以下	1.7	2.2	2.4	2.0	9.3		
	49～60人	0.0	4.0	7.0	6.0	25.0	1	
	61～90人	0.0	2.7	7.3	16.3	34.0	3	
91～120人	0.5	0.0	10.0	10.0	20.0	2		

施設全体の定員に占める
地域の子どもの割合(推定値)

定員規模別の平均受入人数(赤字)×
施設数(青字)=1,037人

定員規模別の定員×施設数(青字)
=2,754人

=37.7%

※定員については、各規模の最大値として
仮定(25～48人であれば48人)

※各年齢ごとの平均値は、各年齢における有効回答を基に算出していることから、合計とは合わない。

4. 事業所内保育施設等実態調査事業報告書(平成 22 年2月)

①一時保育における他社・地域の児童の受入 (n=67)

	受け入れている	受け入っていない
割合	25.4%	74.6%

②事業所内保育施設において他社や地域の児童を受け入れる計画の有無 (n=70)

	具体的計画あり	具体的計画はないが関心はある	具体的計画も関心もない
割合	4.3%	25.7%	70.0%

③具体的計画がない企業において、他社や地域の子どもを受け入れない理由 (n=67)

	関係者間の合意形成等が難しいから	従業員の子どものみだけで一杯だから	運営費の余裕がないから	他社や地域の要請がないから	社内の理解が得られないから	その他
割合	30.3%	29.2%	21.3%	13.5%	9.0%	13.5%

○ 設置運営主体内部における課題は別として、地域の子どもの受入に伴う運営費上の課題については、新制度において地域型保育給付の対象となることにより対応可能ではないか。(次ページ参照)

【参考】認可保育所等における保育単価について

※新制度における公定価格については、子ども・子育て会議基準検討部会において検討中
 < 保育所 保育単価(保育所運営費国庫負担金) >

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月末日の定員区分	その保育所の長がその月末日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月末日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
18/100地域	20人まで	設置	乳児	225,420	25,900	21,580	17,260	8,630
			1、2歳児	154,660	17,410	14,510	11,600	5,800
			3歳児	102,050	11,460	9,550	7,640	3,820
			4歳以上児	94,980	10,620	8,850	7,080	3,540
	未設置	乳児	200,090	22,860	19,040	15,230	7,610	
		1、2歳児	129,330	14,370	11,970	9,570	4,780	
		3歳児	76,720	8,420	7,010	5,610	2,800	
		4歳以上児	69,650	7,580	6,310	5,050	2,520	

{ [15/100地域、12/100地域、10/100地域、8/100地域、6/100地域、3/100地域] }

その他地域	20人まで	設置	乳児	196,610	22,440	18,690	14,950	7,470
			1、2歳児	135,520	15,110	12,580	10,070	5,030
			3歳児	89,660	9,980	8,310	6,640	3,320
			4歳以上児	83,560	9,250	7,700	6,160	3,080
	未設置	乳児	175,120	19,860	16,550	13,230	6,610	
		1、2歳児	114,030	12,530	10,440	8,350	4,170	
		3歳児	68,170	7,400	6,170	4,920	2,460	
		4歳以上児	62,070	6,670	5,560	4,440	2,220	

< 小規模保育運営支援事業 基本分単価(安心こども基金) >

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1,2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

※単価は、保育料相当額を控除して設定している。また、所長(管理者)に係る費用は含んでいない。

2. 事業所内保育事業の運営形態について

→複数の企業等の合同による事業所内保育事業の設置・運営を可能とするか。

【対応方針(案)】

- 複数企業による共同運営については、グループ企業の従業員の子どもの利用等が想定されるなど、事業所内保育の性格を踏まえ、可能とする。
- その場合、
 - ①認可を受ける設置者となる企業(主たる設置・運営主体である企業)を1つに特定すること
※運営委託する場合は受託者との関係含む。
 - ②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行うこと等に留意する必要があることから、これらの内容を協定書等の形で締結することを求めることとする。
※複数企業による共同事業については、法律上も排除されていない。

3. 居宅訪問型保育事業の位置付け

→居宅訪問型保育事業については、1:1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。

[考えられる役割の例]

例1)特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

例2)保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

【対応方針(案)】

- 居宅訪問型保育事業が担う役割としては、
 - ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
 - ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
 - ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応
 を基本として、更に検討することとしてはどうか。
- また、離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとする。
- 更に、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。
- ①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について更に検討することとする。

4. 居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

→労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えることが求められているが、基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者についてどう対応するか。

【対応方針(案)】

- 労働基準法との関係について、速やかに結論が得られるよう、引き続き、検討し、その結果を踏まえて、所要の対応を行うこととする。

5. 家庭的保育事業の共同実施について

→これまで、複数の家庭的保育事業の集合体として実施してきたグループ型小規模保育事業については、小規模保育事業C型へと移行していくことを想定しているが、これとは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を実施することについて、どう考えるか。

【対応方針(案)】

- 家庭的保育事業については、実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係等で不均衡が生じる可能性があることから、単独による実施を基本とする。(共同実施については、C型への移行を促していくこととする。)

6. 小規模保育事業に係る利用定員の区分について

i) C型の定員の取扱い

- グループ型小規模保育事業は、現在、最大でも15名(3グループ)までとされているが、C型については、規模の小さいものに限定することを含め、地域型保育事業の認可基準を整理する際に、実態を踏まえて更に検討する。

ii) 定員弾力化の取扱い

- 小規模保育事業の利用定員の上限(19名)の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

例)利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

- 19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されることを踏まえて、更に検討する。

iii) 特例給付の取扱い

- 3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能(特例給付)となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては、経過的な措置を含めて検討する。

地域型保育事業に係る実態調査(参考)

○調査の概要

地域型保育給付の公定価格の設定や、地域型保育事業の認可基準の策定のための検討材料とするため、厚生労働省において、地域型保育事業への移行が想定される現行制度下での施設、事業を対象に調査を実施。

○調査対象施設、事業

①地方単独事業による財政支援を受けている認可外保育施設(「保育室等」)

②グループ型小規模保育事業

③へき地保育所

④家庭的保育事業

⑤事業所内保育施設

※①～④については市町村を經由して調査を実施

※居宅訪問型保育事業の検討に当たって、今後ベビーシッター事業の調査を実施予定

○調査時期

平成25年7月～8月

※平成25年3月の状況を調査(入所児童数、収支状況については平成24年度の状況を調査)

○主な調査項目

・施設の状況等

設置場所、定員数・入所児童数(へき地保育所は保育に欠ける児童数の内訳、事業所内保育施設は地域枠・従業員枠別に調査)、開所時間、連携先の有無等

・施設設備の状況等

建物の形態、立地場所、居室・屋外遊戯場の設置状況・面積、給食の提供状況 等

・収支状況等

収入の状況(利用料収入、補助金・助成金収入 等)

支出の状況(人件費、土地・建物借料、給食材料費 等)

・職員の状況

職種別の配置人員、平均勤続年数

職種別の給与月額